

皆野町長選挙

平成18年4月22日任期満了に伴う皆野町長選挙が行われます。選挙が明るく正しく行われるよう有権者の皆様のご協力をお願いします。

投票できるかた

日本国民で昭和61年4月10日以前に生まれ、平成18年1月3日までに皆野町の住民基本台帳に登録され、引き続き選挙当日(投票日)まで皆野町に住所を有し、選挙人名簿に登録され、失権などによる欠格事項に該当していないかたです。

投票の方法

郵送で配布される入場券を指定された投票所へ持参し、受付、名簿対照を経て投票用紙が交付されます。投票用紙に候補者氏名を1名だけ記入し、投票します。

投票所および投票時間は「別表1」のとおりです。

※無投票の場合は、投票所入場券は郵送しません。

期日前投票

投票の当日、冠婚葬祭などの予定のあるかた、仕事・旅行な

で、投票日に不在となるかたは、事前に役場総務課内「選挙管理委員会」へ申し出て投票することが出来ます。(投票所入場券をお持ちください)

期日前投票のできる期間は、4月5日(水)から8日(土)までの午前8時30分から午後8時までです。

※投票する日に20歳に達していない有権者のかたは、不在者投票となります。

入院中の不在者投票

不在者投票のできる指定施設に入院中のかたは、病院長および施設長に投票用紙を請求すれば、病院長などの管理のもとに不在者投票をすることが出来ます。

町内の不在者投票指定施設は、「別表2」のとおりです。

郵便による不在者投票

身体に重度の障害があるかたに対して、郵便による不在者投票制度があります。

この制度を利用されるかたは、選挙管理委員会に申し出て、「郵便投票証明書」の交付申請の手続きをしてください。(すでに交付を受けているかたは必要ありません。)

申請手続きのできるかたは、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受け、「別表3」に該当するかたです。

代理投票・点字投票

身体に故障などで字の書けないかたは、代理投票および点字投票の制度がありますので、当日受付に申し出てください。

開票

開票は即日開票とし、4月9日(日)の午後9時から文化会館B C会議室(3階)で行います。

開票所の参観

開票は、皆野町の選挙人名簿に登録されていれば参観できます。参観席の定員は20人で、参観券を開票予定時刻の15分前から先着順に交付します。

※参観希望者が定員を超えた場合は抽選で参観人を決定します。

問合せ 選挙管理委員会

☎ 62-1230 内線202 (総務課内)

別表1 投票所および投票時間

投票区	投票所	投票区域
第1	総合センター	皆野1~5区、15・16区
第2	文化会館	皆野6~14区
第3	自然休養村管理所	大字金崎・国神・大淵・野巻の全域
第4	金沢小学校	大字金沢の全域
第5	わく・ワクセンター	大字下日野沢・上日野沢の全域
第6	三沢小学校	大字三沢の全域
投票時間	午前7時~午後8時	

※配布(郵送)される入場券に、投票所名が記入してありますので、指定された投票所で投票してください。

別表2 不在者投票指定施設(町内)

病院	皆野病院・清水病院
老人ホーム	悠う湯ホーム (ケアハウス・特別養護老人ホーム)
その他施設	カーサ・ミナノ

告示日 4月4日(火)

投票日 4月9日(日)

別表3 郵便投票のできるかた

	戦傷病者手帳	身体障害者手帳
両下肢機能障害 体幹機能障害	特別項症から第2項症まで	1級もしくは2級
移動機能障害	—	
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう機能障害 直腸機能障害 小腸機能障害	特別項症から第3項症まで	1級もしくは3級
免疫障害	—	1級から3級まで
介護保険の被保険者証に要介護状態区分が「要介護5」と記載されているかた		